

「新たな観光振興財源」に関する説明会の概要

1 県民説明会

(1) 開催概要

会場	開催日	時間	場所	参加者
大崎	令和2年1月25日(土)	10:00~11:20	大崎合同庁舎	23名
栗原	令和2年1月25日(土)	10:00~11:00	栗原合同庁舎	7名
石巻	令和2年1月25日(土)	14:00~15:10	石巻合同庁舎	18名
登米	令和2年1月25日(土)	14:00~15:30	登米合同庁舎	10名
大河原	令和2年1月26日(日)	10:10~10:50	大河原合同庁舎	4名
気仙沼	令和2年1月26日(日)	13:00~15:40	気仙沼合同庁舎	27名
仙台	令和2年1月26日(日)	14:00~15:40	宮城県行政庁舎	52名

(2) 説明事項

配付資料に基づき、「新たな観光振興財源」等について説明。

説明者：経済商工観光部長（大崎，石巻，大河原，仙台）

国際経済・観光局長（栗原，登米，気仙沼）

(3) 主な意見

- ・これまでの進め方が拙速。事業者の声を聞いて検討すべき。
- ・宿泊税ありきで議論されたのではないのか。
- ・税率を300円，免税点を3,000円に設定した根拠は。
- ・県境が近いので，宿泊税導入となれば，隣県に客が流れ，教育旅行が激減する。
- ・消費税，入湯税に加え，宿泊税導入となれば，三重課税となる。
- ・財源の必要性は理解するが，オリンピック・パラリンピック後は観光客が減少する。令和3年4月に宿泊税導入となれば，拍車をかけることになる。
- ・宿泊税の先行自治体はオーバーツーリズムが要因であり，今の理由での導入はリスクが高い。
- ・当ホテルは，宿泊客の5割が県民であり，県民に負担を強いることになる。
- ・これまでのキャンペーン動画の評価はどうか。
- ・出国税を活用すべく国に働きかけるべき。
- ・入湯税が何に使われているのか疑問。
- ・県も宿泊事業者も，同じ方向を向いて観光振興に当たるべき。

2 事業者説明会

(1) 開催概要

開催日	時間	場所	参加者
令和2年1月31日(金)	14:15~16:00	ホテルメトロポリタン仙台	約200名

(2) 説明事項

配付資料に基づき、「新たな観光振興財源」等について説明。

説明者：知事，経済商工観光部長

(3) 主な意見

- ・使途が「観光全般」であれば、観光関連事業者から幅広く徴収するのが本来のあり方ではないか。
- ・観光振興は成功しているとは言い難く、「検証」「精査」を行わず、今後も観光関連事業を行うのは承知しがたいがどうか。
- ・新税を導入する際、定義建てが必要で、県民及び徴収に関わる事業者にも丁寧な説明が必要不可欠だが、その手順を踏んでいるか。
- ・税の制度設計について、地方財政や地域開発政策等の見地からの専門家からのアプローチや、税の専門家の検証を行っているのか。
- ・震災以来、宿泊需要が極端に鈍い沿岸部や北部・南部内陸地域の宿泊業の現況をどのように見ているのか。今まで県の実施する観光施策に盲従した結果が現況か。
- ・財源は県の予算上の問題で、安易に新税を導入すべきでない。
- ・宮城県が、震災後の9年間で重点的に取り組んできた観光振興施策の恩恵も少なくなかったと認識している。国からの交付金があと1年余りで削減されることは大きな課題であり、その代替財源としての宿泊税の導入に対して、宿泊産業自体が反対の声を上げることに違和感を感じている。
- ・これまで国の交付金を活用した観光振興の具体的な内容を期限を切って議論し、一緒に課題に向き合っていきたい。「反対先にありき」という議論とは、一線を画していく必要も感じる。
- ・湯治客は連泊利用が多く、宿泊税は営業努力の範囲を越える。
- ・東北で初となる宿泊税は、税に敏感な外国人をはじめ、説明に苦慮する。